

死亡届出後の手続について

御遺族の方へ

この度の御親族の御不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

御遺族におかれましては、今後、市役所内外における様々な手続が必要となります。

つきましては、本リーフレットを御参照いただき、手続が円滑に進むための一助として頂ければ幸いです。

○市役所における各種手続の詳細については、各担当課にお問い合わせください。

【新座市役所 ☎048-477-1111（代表）】

○市役所以外の各種手続の詳細については、各手続先にお問い合わせください。

死亡診断書のコピー（死亡届書の記載事項証明書の交付）については、民間の保険会社への一般の保険請求では交付できない旨法務局より通知されており、死亡届出後の死亡診断書のコピーはできませんので、ご注意ください。なお、郵便局の簡易保険等法令によって記載事項証明書の提出が義務付けられているものについては交付できますので、詳しくは市民課までお問い合わせください。

各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」があります。詳しくはお近くの法務局までお問い合わせください。

市役所で行う死亡届出後の手続について

主な手続	対象者	持参するもの又は届出方法	特記事項	受付窓口 ※○数字は窓口番号
世帯主変更	世帯主が亡くなり、世帯主以外の同居の御家族が2人以上の方	来庁者の本人確認書類	死亡者の印鑑登録は自動的に廃止されます(印鑑登録カードは市民課又は各出張所にお返しください。)	市民課 (本庁舎1階) ⑨～⑪
パスポート(旅券)の返納	有効な旅券をお持ちの方及び旅券発給申請中の方	①旅券 ②届出人の本人確認書類 ③次の書類のうちいずれか1点 (ア)戸籍(除籍)謄(抄)本 (イ)死亡診断書(写) (ウ)火葬許可証(写)	希望される場合、VOID処理した旅券を還付することができます。	新座市パスポートセンター (本庁舎1階) ⑤
国民年金	国民年金に加入している方	①来庁者の本人確認書類 ②亡くなった方の年金手帳又は年金証書 ③印鑑 ④その他必要書類	加入していた年金制度により手続先・必要書類が異なります。日本年金機構(ねんきんダイヤル0570-05-1165)又は各共済組合にお問い合わせください。	国保年金課 (本庁舎1階) ⑰・⑱
国民健康保険	新座市国民健康保険に加入している方	①埼玉県国民健康保険被保険者証(保険証) ②喪主の印鑑 ③喪主の銀行等の口座番号(葬祭費の振込のため)	葬祭費が支給されます。	国保年金課 (本庁舎1階) ⑲～⑳
長寿(後期高齢者)医療制度	後期高齢者医療被保険者(75歳以上の方と65歳以上で一定の障がいがあると認定を受けた方)	①後期高齢者医療被保険者証 ②喪主の印鑑 ③葬祭費の領収書等 ④喪主の銀行等の口座番号(葬祭費の振込のため)	葬祭費が支給されます。	長寿はつらつ課 (本庁舎1階) ㉕
高齢者のサービス	65歳以上で高齢者サービスを利用されている方		サービス内容により書類が異なりますので、窓口で御確認ください。	
介護保険	65歳以上の方、または40歳から64歳までの方で要介護(支援)認定を受けている方	介護保険被保険者証		介護保険課 (本庁舎1階) ㉖
障がい者手帳、障がい福祉サービス等	各種障がい福祉サービスを利用されている方	①所持している障がい者手帳 ②重度心身障がい者医療受給証(受給者のみ) ③自立支援医療受給者証(受給者のみ) ④本人以外の名義の銀行等の口座番号(医療や手当等の受給者のみ) ⑤印鑑		障がい者福祉課 (本庁舎1階) ㉗
市税の引落とし口座の変更	市民税等税金の引落とし口座が死亡者名義の方	①変更後の銀行等の口座番号及び口座の届出印 ②変更後の銀行等のキャッシュカード ※①又は②のいずれか	口座振替可能な金融機関については、あらかじめ納税課にお問い合わせください。	納税課 (本庁舎2階) ㉘
相続人代表指定届出書	納税義務者の相続人の方	納税課で届出書を取得し、納税課窓口又は郵送での提出		
原動機付自転車の名義変更	原動機付自転車(125CC以下)、ミニカー、小型特殊自動車の納税義務者が死亡者名義の方	①ナンバープレート(廃車・番号変更の場合) ②標識交付証明書 ③印鑑 ④本人確認書類 ⑤親族関係が証明できる書類(同一世帯は不要)	左記以外の二輪車については、運輸支局自動車検査登録事務所に、三・四輪の軽自動車については、軽自動車検査協会にお問い合わせください。	課税課 (本庁舎2階) ③・④
こども医療費、児童手当	児童手当(中学校修了前のお子様を養育される方)、こども医療費(18歳以下のお子様を養育される方)を受給する方	①新たに受給者になる保護者様名義の口座番号 ②児童手当の対象となっているお子様名義の口座番号 ③新たに受給者になる方の健康保険証、お子様の健康保険証 ④現在、お持ちのこども医療費受給資格証	児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費の受給対象になる場合があります(所得制限有)。御家庭の状況により申請書類が異なりますので、窓口で御相談ください。	こども給付課 (本庁舎2階) ⑦
子どもの保育	保育園、幼稚園及び放課後児童保育室を利用中又は申請中の方		御家庭の状況により申請書類等が異なりますので、窓口で御相談ください。	保育課 (本庁舎2階) ⑤
農地相続時における農業委員会への届出	農地を相続した方	農業委員会事務局で、農地法第3条の3第1項の規定による届出書を提出(添付書類:全部事項証明書、案内図、公図)		農業委員会事務局 (本庁舎3階) ①
上下水道	上下水道の使用登録が死亡者名義の方、上下水道料金引き落とし口座が死亡者名義の方	①変更後の銀行等の口座番号 ②変更後の銀行口座の銀行印	使用登録名義の変更のみの方は左記の持ち物は不要です。口座振替可能な金融機関については、新座市水道お客様センターにお問い合わせください。	新座市水道お客様センター (第二庁舎4階)

市役所以外で行う死亡届出後の手続について

対象	主な手続	必要なもの	手続先
遺言書	検認、開封等に関する事。	右記にお問い合わせください。	さいたま家庭裁判所（本庁） 048-863-8844 048-863-8876
相続放棄	相続放棄の申立等に関する事。	右記にお問い合わせください。	
特定医療費（指定難病）	受給停止に関する事。	右記にお問い合わせください。	朝霞保健所 048-461-0468
預貯金口座等	口座解凍手続等に関する事。	各金融機関等にお問い合わせください。	各金融機関等
生命保険等	死亡保険金の請求、入院給付金の請求等に関する事。	各保険会社等にお問い合わせください。	各保険会社等
損害保険等	名義変更、解約等に関する事。	各保険会社等にお問い合わせください。	各保険会社等
株式等	名義変更等に関する事。	各証券会社等にお問い合わせください。	各証券会社等
普通自動車及び二輪（126cc以上）	自動車税等に関する事及び名義変更等に関する事。	右記にお問い合わせください。	埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所 050-5540-2029
軽三輪及び軽四輪	名義変更等に関する事。	右記にお問い合わせください。	軽自動車検査協会 埼玉事務所所沢支所 050-3816-3111
国税関係	相続税手続、所得税・消費税申告手続等に関する事。	右記にお問い合わせください。	朝霞税務署 048-467-2211
不動産登記関係	土地・家屋等所有権移転登記等に関する事。	右記にお問い合わせください。	さいたま地方法務局志木出張所 048-476-1230
固定電話	名義変更、解約等に関する事。	各契約会社等にお問い合わせください。	各契約会社等
携帯電話	名義変更、解約等に関する事。	各契約会社等にお問い合わせください。	各契約会社等
インターネット	名義変更、解約等に関する事。	各契約会社等にお問い合わせください。	各契約会社等
NHK受信料	名義変更、解約等に関する事。	右記にお問い合わせください。	NHKさいたま西営業センター 049-246-3111
電気、ガス料金等	名義変更、解約等に関する事。	各契約会社等にお問い合わせください。	各契約会社等
運転免許証	返納手続等に関する事。	右記にお問い合わせください。	新座警察署 048-482-0110 埼玉県運転免許センター 048-543-2001
クレジットカード	解約等に関する事。	各契約会社等にお問い合わせください。	各契約会社等
ケーブルテレビ	名義変更、解約等に関する事。	各契約会社等にお問い合わせください。	各契約会社等

※上表は、一般的に必要とされる手続を掲げたものであり、必ずしも全ての手続が必要になるものではありません。また、上表に掲げた以外の手続が必要な場合もあります。

住宅・空家の相続等に関する相談について

対象	内容	受付窓口 ※○数字は窓口番号
住宅・空家の相続・処分・管理・利活用等に関する事。	市と連携している専門相談窓口を紹介します。	建築審査課 （本庁舎3階） ⑦